

第 9 9 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 99 回（平成 30 年度第 6 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 30 年 9 月 25 日（火）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

（1）安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考 1

4. 協議事項

（1）地域自治区の法定設置期間が満了するまでに検討すべき課題について

資料 1

- ① 防災行政無線について
- ② 安土福祉自動車運行事業について
- ③ 地域自治区終了後の地域自治について
- ④ 総合支所の機能について
- ⑤ 記念事業について

5. その他

（連絡事項等）

10 月会議運営部会は、10 月 3 日（水）13：30 から

10 月定例会は、10 月 22 日（月）13：30 から（案）

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 99 回（平成 30 年度第 6 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 30 年 9 月 25 日（火） 13:30～15:43
●出席者 （委員等） （事務局）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、 志井和美委員、善住元治委員、仙波謙三委員、廣瀬敏委員、矢場義章委員 宗野隆俊アドバイザー 地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…嶋川支所長、重田参事、赤松主幹、 矢野副主幹
●議題及び議事	報告事項 ・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換 協議事項 ・地域自治区の法定設置期間が満了するまでに検討すべき課題について
事務局	第 99 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定により開催して おります。本日の定例会出席者 9 名により、本会議が成立していることをご報告 申し上げます。 開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、協議書の規定に 基づき、安田会長をお願いいたします。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 15 時 30 分を めどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたしま す。 会議次第に基づき、議事に入ります。 前回（8 月 20 日）以降の地域協議会の活動について、経過報告を行います。 まず、広報編集部会の活動について、茶野広報編集部会長から報告願います。
副会長	広報 10 月 15 日号に合わせて、地域協議会だより第 48 号を発行予定です。 また、本日の定例会終了後、広報編集部会を開催いたしますので、部会員の皆 様はご出席をお願いします。

会長

次に、会議運営部会の活動について、部会長の私から報告をいたします。

会議運営部会は、9月14日に開催し、本日の定例会の協議事項について協議を行いました。

4期から申し送られた課題の現状を確認しながら、委員のご意見を伺って地域協議会の満了までの方向性をまとめていきたいということでございます。協議については、別紙資料について進めて行きたいと思います。

以上、会議運営部会の内容です。

ご意見・ご質問はありませんか。

無いようですので、経過報告については以上とします。

次に、意見箱等に寄せられた意見につきましては0件でした。

それでは、報告事項に進みます。

安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の取組状況につきましては、事前に資料が委員に送付されているとは思いますが、両まちづくり協議会の活動内容について、質問や意見はございませんか。

委員

9月18日に老蘇学区で開催された「安土地域通学合宿参加者決定会議」についてお聞きます。希望者の選考をされるのですか。

委員

実際は、応募が定数に満たない希望人数であったので、希望者全員を許可するという結果になりました。

会長

老蘇学区まち協だよりの防災特集号は、各集落から全体を結びつけるようなことを考えているのですね。

委員

石寺地区は山崩れの恐れ、内野地区は河川が氾濫する危険性について注意していただきたいとして掲載をしています。

委員

自治会単位で作られたのを学区でまとめられるのが一番いいと思います。

各自治会から避難場所への避難経路が分かってもらえると思います。

副会長

石寺地区の災害を想定した訓練をされたのですか。

委員

老蘇学区内で起こる可能性のある災害を想定した訓練を行いました。

委員

老蘇学区で行われている「いきいき百歳体操」は、各集落で行われていますか。

委員

この事業は、老蘇まちづくり協議会主催で、老蘇コミュニティセンターで行っ

	ています。
会長	他にご意見がないようですので、本件については以上とします。 次に協議事項に進みます。 4 期から申し送られた課題について、地域自治区の法定設置期間満了後の地域自治のあり方を検討してきましたが、まちづくり協議会に、その仕組みはできているので、我々から、そのようなことを進めてくださいということもいかなものかということから、まちづくり協議会へのまちづくりの提案については、一旦やめておくこととなりました。
事務局	※資料について説明。
会長	市民自治基本計画、安寧のまちづくり基本計画、第 2 次地域福祉計画を活用すると地域課題が出た場合でも対応策を講じることができると思います。しかし、実行については、たいへんなご苦勞が伴うことになります。地域自治のあり方については、両学区のまちづくり協議会において、これらの推進をやっていただければ、どうしてよいか分からないという課題にはぶちあたらないと思います。計画をどのように活用するのかにかかってくると思います。 防災行政無線について、災害時の住民周知については、いろんな手法を組み合わせると全ての市民に対応できるのではないかと。安土地域は、独特の防災行政無線を持っていることから、危機管理課に来ていただいて、現状の考えの確認をすることや、このようなことをして欲しいと地域協議会として要望をするかどうかになると思います。 元々は、新庁舎に防災のシステムを入れることとなっていましたでしたが、これから検討される庁舎については、どのようになっているのかということがありますので、危機管理課としては、庁舎整備が明確に言えない段階だろうと思います。
副会長	現在の防災行政無線は 2022 年にはアナログ波が停波することにより、使えなくなってしまうし、新庁舎建設でどうなるのか分からないのですね。
会長	2022 年以降の防災行政無線の整備については、危機管理課が全市規模で検討されています。 危機管理課としては、現在、住民周知方法を決めかねているようですが、来年度末には方向性が出るかもしれないと思います。 新庁舎内に防災の拠点を設置するという考えはあると思います。我々の任期中に方向性が出るならその考えを聞かせてもらうという機会を設けてもいいと思いますが、現時点では、危機管理課にゆだねるということにしてよろしいですか。

※委員了承

会長

安土福祉自動車につきましては、条例に基づいて運行しているので、担当課としては、維持していきたいという考えです。

現在、利用人数が少ないときは、2 台から 1 台運行に変更されているなど、経費節減の努力はされています。

この条例は新市の条例でもありますし、原課としても維持したいということで、そう簡単に条例が廃止されるわけではありません。

委員

あかこんバスの利用が困難な方が、福祉自動車を利用しているのですか。

会長

あかこんバスのルートでないところを走っています。

地域の医療機関を考えると、安土地域にうまく合ったものであると思います。

委員

福祉自動車は、付添いの者は乗車できるのですか。

会長

乗って欲しいと言われます。

委員

福祉自動車は、安くて利便性があり、施設でもよく利用していました。

現在、福祉自動車や介護タクシーについては結構需要があります。

五個荘の施設から病院へ行くのに、介護タクシー（リフトバス）を利用しています。料金も五個荘からよく行く接骨院まで約 1500 円で行けます。乗り合いをしますと、一人 200 円程度で行けます。介護タクシーも今後は、利用が増えていくと思います。

会長

福祉自動車については、現状を維持されるということを了承することとしますが、他に何かご意見はありますか。

無いようですので、次に移ります。

地域自治区終了後の地域自治のあり方ですが、仕組み的なことはあり、あとはどのように推進なさるのかということであり、それに関わることを地域協議会から言える立場でもないだろうということです。仕組みが不足しているとか、支援対策が不足しているようでしたら、地域協議会としても行政に要望をすることになるのですが、困った時には行政にお願いすれば支援策は担当課のほうで対応いただけるということが、市民自治基本計画などに明確に書いています。

地域協議会としては、課題としたものの、現時点におきましては、どうこう言える立場ではないので、この件につきましては、検討課題から棚上げするということになりました。

この件について、ご意見はありませんか。

無いようですので、次に進みます。

安土町総合支所につきましては、9月の市議会で、必要であるという発言を市当局がされました。どうなるのか心配もありましたが、そのお考えが、住民の利便性を重視していこうというのが市当局のお考えなので、現状の機能の維持は果たされると思います。

アドバイザー

今は、仮庁舎化により、安土町総合支所に、本庁の部課が入っていますので、にぎやかで活気があります。市民も総合支所に来る用事が多いと思いますので、今は活気を呈していると思うのですが、それが、本庁に引き上げられるようであれば、状況が変わってくると思います。

会長

先生がおっしゃるとおり、新庁舎建設にかかる仮庁舎化により、昨年8月から、本庁から安土町総合支所庁舎に9課1局1室が入って業務が行われていますが、総合支所機能としては住民課のみを指します。

また、住民課の窓口業務が今の状態に加えて、地域包括支援センターが支所機能として入ると、岐阜県の柳津地域事務所のようになります。

地域協議会としては、中学校区毎に地域包括支援センターの設置をお願いしたいと要望したところ、地域包括支援センターは、総合介護市民協議会において、市内に3ヶ所置くことされているという担当課からの説明でした。

他に、総合支所機能について、ご意見はありますか。

無いようですので、次に進みます。

地域自治区の法定設置期間満了時点での記念事業についてです。

市町合併10周年事業については、現在のところ、行政としては考えておられないようです。

しかし、市町合併5周年事業をされた時は、3ヶ月ほど前に、急に決まったと聞いています。

広報編集部会で記念誌の発行ではなく、別の事業が望ましいという結論が出たので、講演会的なことをとりあえず考えているということです。

合併10周年事業について、行政としてどうされるのかを踏まえながら、市として記念事業をされるのなら、協賛していきたいと思っています。

できれば、市で開催される市町合併10周年事業と合わせて何かできればいいと思っています。

地域自治区の法定期間満了までに検討すべき課題については、一旦まとめとさせていただきます、防災行政無線と記念事業については、担当課の対応によっては、再度協議していただくことになると思っています。

次に、安土中学校区へ地域包括支援センターの機能の設置を市へ要請すべきかどうかです。

社会福祉協議会が安土学区及び老蘇学区に、3年を目途に事業を移管していく

ことを考えられています。しかし、今まで学区でされていなかった事業については、社会福祉協議会の理事会で、移管するかどうかを協議されます。

また、社会福祉協議会に所属するケアマネージャーは、社会福祉協議会安土支所ではなく市社会福祉協議会で勤務されています。ケアマネージャーは、営業マン的役割があるそうです。ケアマネージャーを置いていなかったら、そこに人を呼び込んでこられないので、利用者が減ることになります。そのことについても社会福祉協議会安土支所で、3年後のケアサービスの存続が問題となってきます。

安土地域で、福祉施策が減るということについては、安土地域としては困ったことになります。地域協議会としては、そういう方向であるということ認識しなければなりません。

社会福祉協議会としても、中学校区毎に地域包括支援センターを置いていただきたいと言っていたかないと、安土・老蘇学区で学区社協を運営したときに困ると思います。

4期から申し送られた課題以外に、学区中心のまちづくりを行う過程において、課題をまちづくり協議会で検討されたときは、地域協議会としても、行政に支援を要請する必要があるのかどうかについて、協議しなければいけないと思っています。

他に、ご意見がありましたらお願いします。

- | | |
|-----|--|
| 委員 | 地域包括支援センターの設置について、設置を希望する組織から市担当課に、要望を出すのが筋道だと思います。 |
| 会長 | 地域包括支援センターについては、社会福祉協議会安土支所とも協議しておかないといけないと思います。 |
| 委員 | 地域包括支援センターについては、安土地域から要望が出ているのであれば、地域協議会としても、行政に話がしやすいのです。そうしないと空回りします。 |
| 副会長 | 地域協議会は要望するところではなく、市長から諮問を受け、意見具申するところだということなのですね。 |
| 委員 | まちづくり協議会や自治連合会が要望することはあります。
地域協議会は、単に要望をする組織ではありません。 |
| 会長 | 地域協議会は運営をする組織ではありません。まちづくり協議会は、住民を巻き込んで運営しています。
地域協議会単独で、要望をしても誰が言っているのかということになります。 |

委員	全体のことを考えた上で、安土町地域自治区としての意見を述べるという前提があります。
会長	地域協議会が協議して意見具申をするのではなく、社会福祉協議会安土支所が主体となり、まちづくり協議会も含めながら、考えたほうがいいのかという意見でした。 あるいは、我々がやるのなら、やり方を工夫しないと、達成が薄い、もう少し考えて、達成できるようにしないといけないのではないかという意見でした。
委員	地域包括支援センターの課題は、場所ですか、それを受けてくれる法人がないのですか。
会長	先ほども申し上げたとおり、地域包括支援センターは、総合介護市民協議会において、市内に3ヶ所置くとされています。 4期から申し送られた課題については、何らかの動きが出てきた場合に、その際に再協議をしたいと思います。 他にご意見はございませんか。 無いようですので、そのような方向で進めて行きたいと思います。 それでは、本日の協議は以上とさせていただきます。 10月の会議日程ですが、会議運営部会は、10月3日水曜日13時30分から開催させていただきます。また、10月の定例会につきましては、10月22日月曜日13時30分からと提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。 都合の悪い方もおられると思いますが、他の日程でも調整が難しいため予定通り22日に開催させていただきます。よろしくお願いします。 以上で、本日の会議は終了したいと思います。 閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。
副会長	(あいさつ)

【終了 15:43】

会議録作成 近江八幡市安土町地域自治区事務所 住民課 庶務グループ TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320 E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp
--